

南大隅町商工業振興資金 利子補給補助金のご案内

対象資金の融資を受けた中小企業者に対し借入資金の利子の一部を南大隅町から補助する制度が、平成23年度より始まりました。

I 対象者の要件（次の全てを満たす方）

- ①南大隅町内に住所又は事業所を有する中小企業者で、南大隅町商工会の会員。
- ②南大隅町商工会にて金融あっせんを受け、下記の制度資金の融資を受けた方。
- ③申請時において町税等の滞納がないこと。

II 利子補給補助金の内容

①対象資金

南大隅町商工会にて金融あっせんを受けた次の資金

- ・鹿児島県中小企業制度資金
- ・(株)日本政策金融公庫制度資金
- ・商工貯蓄共済融資制度資金

②利子補給金額（単年度補助）

融資決定額に対して

設備資金：2.0%以内 運転資金：1.5%以内

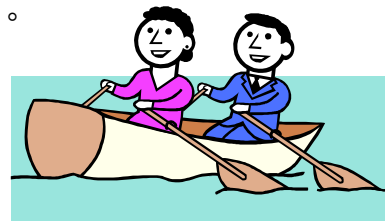
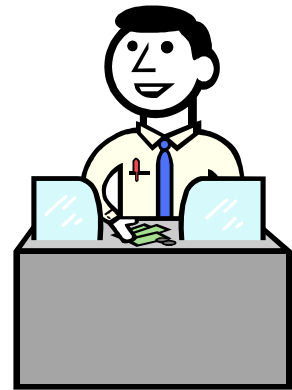
※借入期間が3年以上の事業資金に限ります。

※但し、借替に相当する額は対象外となります。

※千円未満の端数は切捨てとなります。

③限度額（単年度）

1事業所当り30万円



III 利子補給制度の流れ

①対象となる融資を受ける（4月～12月）※平成24年からは1月～12月



②南大隅町商工会へ交付申請書類を提出（翌年1月頃）



③南大隅町にて審査



④南大隅町より利子補給補助金が交付される（翌年3月頃、商工会経由）

お問合せ先：南大隅町商工会 本所☎24-2320 支所☎26-0116
ホームページ <http://minamiosumi.kashoren.or.jp/>
または各金融機関